

海岸漂着物地域対策推進事業計画書(全体計画書)

(事業計画の概要)

計画の名称	兵庫県海岸漂着物対策推進事業計画		
計画の期間	平成25年度～平成26年度	事業実施主体	兵庫県、県内市町
各自治体における地域計画への位置づけ、その名称等	<p>兵庫県の海岸には毎年多くのごみが漂着し、景観、自然環境、観光等への影響が懸念されている。このため、「海岸漂着物処理推進法」第14条に基づき、平成23年3月に「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」及び「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」を策定した。この地域計画では、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の選定(以下、「重点区域」という。)、重点区域において海岸漂着物対策として実施する地域の特性を踏まえた回収・処理方法、発生抑制対策及び海岸管理者、県、市町等関係者の役割分担等を定めている。本事業計画では、重点区域等において、①海岸管理者等が実施する海岸漂着物の回収・処理及び②海岸漂着物の発生抑制対策、③普及啓発に係る事業を実施する。</p>		

計画の概要	<p>1 海岸漂着物等の多くは、陸域で発生したものであり、河川を通じて海に流れ出し海流や風により運ばれたものが、広く海岸に漂着しており、その中には生活に伴って発生したごみ等が含まれている。今後の課題として、海岸漂着物等の発生実態把握、ごみ等の適正処理の推進、広く住民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に海岸漂着物対策への取組をおこなう必要がある。</p> <p>2 「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」及び「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、地域の特性を踏まえ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、それぞれの地域において、民間活動団体の代表や国・県・市町の関係行政機関から構成される海岸漂着物対策推進協議会を開催する。(発生抑制対策) ○瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進協議会及び日本海沿岸海岸漂着物対策推進協議会の開催(それぞれ年2回程度)</p> <p>3 海岸管理者等は、海岸の地形、気象等の条件や景観、海岸の利用、漁業等経済活動等の状況及び海岸漂着物等の量・質等を勘案し、その時期及び頻度を設定し、海岸漂着物等の適正な処理を行う。県が海岸管理者の場合、市町は海岸漂着物の適正処理に関し、海岸管理者に協力する。(回収・処理) ○県が海岸管理者となっている海岸については、県が海岸漂着物を直接契約及び市町委託により回収・処理を実施する。 また、市町が海岸管理者等となっている海岸については、市町補助により回収・処理を実施する。</p> <p>4 海岸漂着物等の多くは、陸域で発生したものであり、河川を通じて海に流れ出し海流や風により運ばれたものが、広く海岸に漂着しており、その中には生活に伴って発生したごみ等が含まれている。海岸漂着物の発生抑制には、海岸漂着物等の発生の実態を把握し、ごみ等の適正な処理を推進することが必要であり、広く住民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に海岸漂着物対策への取組をおこなう必要がある。海岸管理者、県、市町等は、海岸一斉清掃等の情報を提供し、清掃活動への参加を呼びかけるとともに意識の高揚を図る。(発生抑制対策・普及啓発) ○平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに始まった県内全域で環境美化統一キャンペーンである「クリーンアップひょうごキャンペーン」を継続拡充して展開する。</p> <p>5 成果目標については、①海岸漂着物等の回収・処理事業ごとの回収・処理量、②直接的な雇用効果(人数)、③クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加人数とする。</p> <p>6 本事業計画の実施体制()内は従事予定人数</p>																
<table border="1"> <tr> <td>総括</td> <td colspan="3">分任</td> </tr> <tr> <td>環境整備課(4)</td> <td>港湾課(2)</td> <td>漁港課(2)</td> <td>農村環境室(2)</td> </tr> </table> <p>・市町補助事業の監理 ・クリーンアップひょうごキャンペーンの監理 ・推進協議会、普及啓発事業等の監理</p>	総括	分任			環境整備課(4)	港湾課(2)	漁港課(2)	農村環境室(2)	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">各県民局等地方機関</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・県管理海岸での海岸漂着物等の回収・処理</td> </tr> </table>			各県民局等地方機関			・県管理海岸での海岸漂着物等の回収・処理		
総括	分任																
環境整備課(4)	港湾課(2)	漁港課(2)	農村環境室(2)														
各県民局等地方機関																	
・県管理海岸での海岸漂着物等の回収・処理																	

計画の成果目標	<p>(成果目標)</p> <p>①海岸漂着物等の回収・処理事業ごとの回収・処理量、回収物の内訳 重点区域で海岸漂着物等の回収・処理事業を実施した場合に回収・処理量、質等(どんなものが多いのか)の把握を行い、海岸漂着物等の発生抑制のための資料とする。</p> <p>②直接的な雇用効果(人数) 本事業計画の実施による雇用効果を把握するため、雇用人数を把握する。</p> <p>③クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加人数 県内全域において、美しい地域景観の創出、魅力あふれる地域づくりのため、毎年5/30～7/31の間、展開している環境美化統一キャンペーンの「クリーンアップひょうごキャンペーン」への参加人数を把握する。なお、このキャンペーンでは、市町、関係団体、地域住民等が連携して、海岸清掃等美化活動の実施、環境美化の普及・啓発を図るため、人の多く集まる街頭等でのキャンペーン等を実施する。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①海岸漂着物等の回収・処理事業ごとの回収・処理量、回収物の内訳</td> <td>—</td> <td>600t</td> <td>600t</td> </tr> <tr> <td>②直接的な雇用効果(人数)</td> <td>—</td> <td>26人</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>③クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加人数</td> <td>—</td> <td>約60万人</td> <td>約60万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考:クリーンアップひょうごキャンペーンでのごみ回収量 約5,000t</p>			項目	H24	H25	H26	①海岸漂着物等の回収・処理事業ごとの回収・処理量、回収物の内訳	—	600t	600t	②直接的な雇用効果(人数)	—	26人	26人	③クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加人数	—	約60万人	約60万人
項目	H24	H25	H26																
①海岸漂着物等の回収・処理事業ごとの回収・処理量、回収物の内訳	—	600t	600t																
②直接的な雇用効果(人数)	—	26人	26人																
③クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加人数	—	約60万人	約60万人																

